

令和3年4月23日

保護者各位

足立区教育委員会  
教育長 大山 日出夫

### 緊急事態宣言の発出に伴う区内保育所等の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年4月25日から5月11日までの期間で緊急事態宣言が発出されました。**

これを受けて、区内保育所等の運営については、下記の通りとしますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 保育所等への登園について

区内保育所等（保育所、こども園、小規模保育および保育ママ）については、感染対策を徹底した上で緊急事態宣言後も原則として開所とする方針です。

ただし、お通りの園で、新型コロナウイルス感染症が発生した際、感染拡大防止のため、一定期間、臨時休園とさせていただきます場合がございます。あらかじめご承知おきいただきますようあわせてお願いいたします。

#### 2 保育料の扱いについて

区内保育所等は原則として開所としますが、ご家庭やお勤め先の事情により緊急事態宣言発令期間中の登園を控えられた場合等を考慮し、保育料については、次の通りといたします。

(1) **5月1日から5月11日までの登園日が0日の場合に限り、5月の保育料から25分の9を乗じた額を減額します（4月は通常の保育料）。**

返還させていただく時期や方法等については改めてご連絡します。

(2) **新型コロナウイルス感染症発生に伴いお通りの園が臨時休園となった場合、臨時休園期間の日数分を減額します。**

(3) 上記以外の場合は通常の保育料となります。

#### 3 足立区の現状とお願い

(1) 足立区では、**20代の若者の感染が拡大しています。都内でも変異株の拡大が懸念されており、若年層でも重症化する恐れがあります。**

(2) 昼夜を問わず、**職場の仲間や友人等との会食による感染が目立ち、それが家族や施設内の感染拡大につながっています。**

(3) **感染経路不明が「約5割」です。いつ、どこで感染してもおかしくありません。**

保護者の皆様には、マスク、手洗い、ソーシャルディスタンス等の基本的な対策の継続に加え、上記3点を踏まえ、**やむを得ず会食する場合には、飲食時の会話は控え、会話はマスクをしてからお話しいただくようお願いいたします。**

裏面あり

#### 4 その他

- (1) **発熱、風邪症状がある場合は、登園を控えてください。**保育中に体調不良となりお迎えをお願いする場合にも、ご協力をお願いします。
- (2) **登園前に、必ず検温を行ってください。日頃からお子様の健康状態について、お通いの保育施設と情報共有をお願いします。**
- (3) お子様またはご家族が PCR 検査を受けた場合や、濃厚接触者と判定された場合には、**必ず保育施設にお知らせください。**
- (4) その他、登園や送迎に不安がある場合には、保育施設にご相談ください。
- (5) **各施設での行事等が、中止または延期となる場合があります。その場合は、各施設からお知らせしますので、ご理解、ご協力をお願いします。**
- (6) 5月12日以降については、改めてご連絡します。

以上

#### 【問い合わせ先】

◎各施設での対応について

##### 【区立・公設民営】

子ども施設運営課区立保育施設係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 8

##### 【私立】

私立保育園課私立保育園係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 9

◎保育料の扱いについて

子ども施設入園課入園第一係～第三係 電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3